

## 退職後の国民健康保険加入について

—非自発的離職者に対する特例—

平成22年4月1日より倒産等の理由で離職した人（非自発的離職者）に対し、国民健康保険料の軽減措置が実施されています。

### ◆軽減措置の概要

倒産・解雇等による離職者（特定受給資格者）雇い止め等による離職者（特定理由離職者）に対し、失業時からその翌年度末までの期間、前年の給与所得を30/100とみなして保険料が算定されます。なお、高額療養費等の所得区分の判定についても同様に30/100とみなして算定されることとなります。

### ◆特定受給資格者と特定理由離職者

特定受給資格者の要件は主に倒産・解雇等による離職となりますが、特定理由離職者の要件は、下記も含まれます。

- ・期間が満了し、契約の更新がないことにより離職した場合（本人が更新を希望したにもかかわらず更新がされなかった場合に限る）
- ・体力の不足や両親の介護等の正当な理由により離職した場合
- ・婚姻に伴う住居の変更や事業主の命による転勤により通勤が困難になった場合

等、自己都合による退職でも特定理由離職者に該当するケースがありますので、人事・総務担当者は注意が必要です。

### ◆平成22年4月以前の対応

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された人は、平成22年度に限り、軽減措置を受けることができます。

### ◆手続き

離職者本人の居住地の市区町村に管轄公共職業安定所から発行される受給資格者証を持参し、本人が申請を行います。

尚、任意継続被保険者の手続きを実施している人は、保険料の納付期限である翌月10日までに納付をしなかった場合、11日に資格が喪失しますので、喪失後に国民健康保険加入の手続きを実施することで軽減措置を受けることが可能となります。

## 最低賃金の注意点

—適用除外の場合—

地域別最低賃金が引き上げられることが厚生労働省から、9月24日に発表されました。今月は最低賃金の適用対象外の方について解説しました。

### ◆最低賃金の減額の特例

地域別最低賃金は、原則として雇用形態にかかわらず、各都道府県内で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。とはいえ、一律に適用するとかえって雇用機会を狭めてしまうことになる可能性がある次のような労働者に対しては、最低賃金を減額する特例が認められています。

- 1.精神または身体の障害により著しく労働能力の低い方**  
・その障害がその労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白で、その支障の程度が著しい場合に限られます。
- 2.試みの使用期間中の方**  
・労働協約、就業規則または労働契約で定められているものであって、最長6ヶ月程度とされています。
- 3.基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方**  
・この期間中でも年間を通じて訓練時間が一日の所定労働時間の3分の1程度以下である場合は適用除外の許可はうけられません。
- 4.軽易な業務に従事する方**  
・従事する業務が、最低賃金の適用を受ける一般の労働者と比較して特に軽易であるという相対的概念を言うのであって作業自体が軽易である場合に適用除外が認められるものではありません。
- 5.断続的労働に従事する方**  
・常態として作業が間欠的に行われるもので、実作業時間と手待ち時間とが繰り返されて一体として成り立っている労働形態のことです。

### ◆最低賃金の特例の許可申請

最低賃金の減額の特例許可を受ける場合、使用者は最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する必要があります。

## 《声》

学校での「いじめ」による自殺が大きな社会問題になっていきます。新聞等には、自分の子がいじめられることを心配する声は多くあっても、よその子をいじめていないか心配する記事は殆どありません。

ところで、会社の経営陣や管理者と話しをしていて、時々気になるのが、従業員のことを「無能呼ばわり」する人がいることです。

四書五経の一つ『大学』の中に、「人其の子の悪を知る莫く、其の苗のおいなるを知るなし」とあります。親は、自分の子への愛情の深さゆえ、其の子の悪い部分には目が届きにくいのが、経営者は従業員（其の苗）の長所、持ち味を高く評価することが少ないようです。

従業員の評価に当り、経営者や管理者は、親の愛情のような心持で各人の持ち味を発掘すること使命ではないでしょうか。

